

重 要 事 項 説 明 書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 4 条の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 聖山会
代表者氏名	理事長 徳田 孝徳
本社所在地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 18150 番地 47

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	川南病院 ケアプランセンター
介護保険 指定事業者番号	宮崎県指定（平成 22 年 7 月 1 日指定） 4572001040
事業所所在地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 18150 番地 47
連絡先	0983—27—5515
管理者名	那須 慎吾
事業所の通常の事業実施地域	川南町 都農町 高鍋町 木城町 新富町

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	医療法人社団聖山会が開設する、川南病院が行う指定居宅介護支援事業所の適切な運営を確保するために人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態、要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営方針	(1) 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。 (3) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう、公正中立に行う。 (4) 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 (5) 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当り、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 (6) 事業者及び事業所の責任者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行わないものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。日曜日・祝祭日・12月31日から1月3日は除く。
営業時間	月～金 8:30～17:00

(4) 24時間の連絡体制

所在地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 18150 番地 47
連絡先	医療法人社団聖山会 川南病院 0983—27—4111

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 那須 慎吾	
職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	介護支援専門員は、訪問調査及び居宅サービス計画作成・サービス担当者会議の運営、サービス事業者との連絡・調整を行う。	1名以上

3 居宅介護支援の内容・利用料及びその他の費用

居宅介護支援の内容	
①居宅サービス計画の作成	
②居宅サービス事業者との連絡調整	
③サービス実施状況把握、評価	
④利用者状況の把握	
⑤利用者に対する介護サービス計画（ケアプラン）の書類交付	
⑥給付管理	
⑦要介護（支援）認定申請に対する協力、援助	
⑧相談業務	

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10860 円	居宅介護支援費Ⅰ 14110 円
〃 45 人以上の場合において、45 以上 65 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5440 円	居宅介護支援費Ⅱ 7040 円
〃 45 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3260 円	居宅介護支援費Ⅲ 4220 円

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,000 円	新規にケアプランを策定した場合、および要介護度区分の２段階以上の変更認定を受けた場合。運営基準減算に該当する場合には算定しない。
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円	利用者が病院・診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供。
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000 円	利用者が病院・診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供。
	退 院 ・ 退 所 加 算	(Ⅰ)イ 4,500 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談し必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ)イ 連携１回 (Ⅰ)ロ 連携１回(カンファレンス参加) (Ⅱ)イ 連携２回以上 (Ⅱ)ロ 連携２回 (内１回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携３回以上 (内１回以上カンファレンス参加)
		(Ⅰ)ロ 6,000 円	
		(Ⅱ)イ 6,000 円	
		(Ⅱ)ロ 7,500 円	
		(Ⅲ) 9,000 円	
	特 定 事 業 所 加 算（Ⅰ）	5,190 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準適合する場合。（一月につき）
	特 定 事 業 所 加 算（Ⅱ）	4,210 円	
	特 定 事 業 所 加 算（Ⅲ）	3,230 円	
	特 定 事 業 所 加 算（Ａ）	1,140 円	
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	500 円	利用者が病院・診療所において医師又は歯科医師の診療を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録する。（一月につき）
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。（一月に２回を限度）

4 利用者の居宅への訪問

1. 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の作成の為、利用者及びその家族に面接を行います。
2. 介護支援専門員は、少なくとも月1回の利用者宅を訪問し、利用者に面接をします。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6 介護支援業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 医療法人社団聖山会 川南病院ケアプランセンター	所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南 18150 番地 47 担当者 那須 慎吾 電話・ファックス番号 0983—27—5515 受付時間 月～金 8:30 ～ 17:00 (12/31～1/3、日曜日、祝祭日は休み)
【市町村の窓口】 川 南 町 福祉課	所在地 川南町川南 13680 番地 1 電話番号 0983—27—8008 受付時間 月～金 8:30～17:00 (年末年始、土・日曜日、及び国民の祝祭日は休み)
【公的団体の窓口】 宮 崎 県 国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町 231 番地 1 電話番号 0985—25—4901 受付時間 月～金 8:30～17:00 (年末年始、土・日曜日、及び国民の祝祭日は休み)

- ①自ら提供した居宅介護支援に対し、利用者又はその家族からの苦情があった場合、管理者は、相手方と連絡をとり、詳しい事情を確認します。その後、担当者を含めて検討会を行い、迅速に利用者への謝罪を含め、具体的な対応を行う。苦情の内容、改善の内容等については、苦情処理台帳へ記載します。
- ② 利用者からの苦情に関して、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行い、改善の内容を市町村に報告します。又、苦情に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言があった場合は、その主旨に従って必要な改善を行い、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。

7 虐待防止

当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

1. 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者：那須 慎吾
-------------	-----------

2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
3. 虐待防止のための指針を整備しています。
4. 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 ハラスメント防止対策

1. 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
2. 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9 業務継続計画の策定

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 事故発生時の対応

1. 居宅介護支援事業者は、事故発生時、事故の状況及び事故に際して採った内容を記録します。
2. 介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 記録の整備

1. 居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、次の各号に掲げるその完結の日から二年間保存します。
 - ① 居宅サービス事業者との連絡調整に関する記録
 - ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を編綴した居宅介護支援台帳
 - 1) 居宅サービス計画
 - 2) アセスメントの結果の記録
 - 3) サービス担当者会議等の記録
 - 4) モニタリングの結果の記録
 - ③ 市町村及び、国民健康保険団体連合会への通知に係わる記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故状況及び事故に際して採った処置の記録

9 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所	所在地	宮崎県児湯郡川南町大字川南 18150 番地 47	
	法人名	医療法人社団 聖山会	
	事業所名	川南病院 ケアプランセンター	
	管理者名	那須 慎吾	(印)
	説明者氏名	那須 慎吾	(印)

利用者	住 所	
	氏 名	⑩
代理人	住 所	
	氏 名	（続柄） ⑩

上記内容の説明を事業所から確かに受けました

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 少なくとも1ヶ月に1回の利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者は不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を得て、交付します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- ④ 利用者に対し、居宅サービス計画書の交付を行います。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。
- ④ サービス担当者会議を行います。
- ⑤ 介護支援専門員は、モニタリングを行い、その結果の記録をします。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者との利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況について(対象期間 令和6年3月1日～令和6年8月31日)

- ① 全6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 12%
通所介護 38%
地域密着型通所介護 7%
福祉用具貸与 80%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供された割合

○訪問介護

- ① ケアサポート向日葵 34%
② ケアステーション湯癒亭 30%
③ 訪問介護事業所めいりん 11%

○通所介護

- ① デイサービスセンターかわみなみ 35%
② 鈴南の里デイサービスセンター 16%
③ デイサービスセンターさくらの里 10%

○地域密着型通所介護

- ① リハビリ特化サニーデイズ 50%
② デオサービスセンターはびねす 38%
③ デイサービスほおのき 25%

○福祉用具貸与

- ① 株式会社スマイルケア 64%
② 株式会社エイド宮崎 19%
③ 有限会社ハーティやの 11%